# 女性皇族の衣装の変移について

―明治の洋装化がもたらしたもの―

彬 子 女 王

[要旨] 慶応3 (1867) 年、大政奉還がなされ、250年以上に及ぶ徳川の時代が終わり、明治天皇を中心とした新しい国作りが行われることになる。鎖国も解かれ、多くの外国人が日本を訪れるようになる。今まで日本の国内のことだけに気を配ればよかった日本の目は、外を向かざるを得なくなっていく。日本が西欧の列強各国と並びうる力を持った国であるということを国内外に示すために、様々なシステムを整えていくことが求められたのである。

日本人の衣食住も、明治時代に大きな変革を遂げていく。中でも、洋装化は急進的に勧められた改革の一つであった。明治天皇と昭憲皇太后が洋装で様々な行事にお出ましになることを決断され、法令でも正式に定められたことにより、随従の人々の服装もそれによって変化し、徐々に日本国内で洋装が一般化していった。

本稿では、明治から平成に至るまでの女性皇族の衣装の変遷を明らかにする中で、明治時代の洋装化が国内外にどのように受け止められたかを考察する。さらには、洋装化が日本の皇室に何をもたらしたかを考えてみたい。

#### はじめに

明治維新から 150 年を迎え、三代の天皇の時代を経て、平成という時代ももうすぐ終わりを迎えようとしている。明治から平成へと時代が推移していく中で、多くのこと、ものが変わり、失われ、また生まれてきた。ゆるやかに変わっていくものもあれば、急激に変わるものもある。様々な事象の中で、

455 (10)

何が残り、何が変わったかという過程を明らかにしていくことで、その時代 に何が重要とされたかが見えてくる。

明治という時代は、様々なことが大きく変わった時代である。大政奉還、明治維新で武士の時代は終わりを遂げ、丁髷を結い、刀を腰に佩いて生活をする人はいなくなった。200年に及ぶ鎖国も解かれ、多くの外国人が日本を訪れるようになる。今まで日本の国内のことだけに気を配ればよかった日本の目は、外を向かざるを得なくなっていく。日本が西欧の列強各国と並びうる力を持った国であるということを国内外に示すために、様々なシステムを整えていくことが求められたのである。その一つが服装を、西欧人が着ているのと同じような洋服に変えていくことであった。

服装の変革はトップダウンの形で行われた。つまり、明治天皇(1852-1912)と昭憲皇太后(1849-1914)が洋装で行事にお出ましになることを決断され、随従の人々の服装もそれによって変化し、徐々に日本国内で洋装が一般化していったのである。平安時代以来、変わらぬ装束を身につけてきた宮廷の人々が、異国の衣装を身につけるという決断は、どれだけ大きなものであったことだろう。本稿では、明治に大きく変わることとなった服装、特に女性皇族の衣装が明治から平成までにどのように変わっていったのかを、三笠宮妃殿下のお話を中心に、明らかにしていきたい。

# 1、宮廷の衣装改革

明治維新当初の政府の高官の服装は、江戸時代からの身分に則った公家装束、武家装束、西洋式の軍服などさまざまであり、新政府はこれらを統一する新たな服制の整備を迫られた。日本が近代化し、西洋列強と肩を並べるために、ヨーロッパの制度や文物を積極的に取り入れていく中で、統一的な服装としてふさわしいということで、洋装が採用されることとなったのである。

明治4(1871)年に明治天皇は「服制更改の勅諭」を下して洋装を奨励し、 翌年には自ら燕尾型御正服を着用されている。同年、太政官布告として「大 礼服並上下一般通常礼服ヲ定メ、衣冠ヲ祭服トナシ、直垂、狩衣、上下等ヲ 廃ス」ことが通達され、古来皇室で儀礼の服として着用された装束類は、祭 事の服として残されるのみで、宮廷服としては廃止され、儀式用の服装は大 礼服等の洋服と正式に定められることとなった。

男性の服装はこのように急速に変更されたが、表に出ることの少なかった女性の服装はこの限りではない。平常はもちろんのこと、儀式の際も五衣・唐衣・裳の十二単や袿袴などの装束が使われていた。明治14(1881)年からは、宮廷での儀式に政府高官の夫人も参列を許されるようになり、勅任官・奏任官の夫人に対し、袿袴の制が定められた。袿と単に切袴、檜扇を手に持つ、袿袴という十二単の略装にあたる衣裳が、参内する女性の通常礼服となったのである。袿は平安時代の公家女性の日常着であるが、平安時代末ごろから小袖が一般化していくため、徐々に正装としてみなされるようになったようだ。

洋服の制が制定された後も、宮廷の女官や宮廷外の婦人たちは、大正末ごろまでは袿袴を着用する人が多かったようである。臣下の女性たちにとっては、洋装がやはり高価なものであり、着慣れた和装に近い袿袴の方を選ぶ人たちが多かったからであろう。

しかし、ヨーロッパの宮廷と同様に夫人同伴を基本とする儀礼が求められるようになり、婦人洋服の制が明治19 (1886) 年6月23日に定められる。かねてより昭憲皇太后は、「衣ありて裳なきは不具なり」と、いわゆる現代の和服の原型となっている、袴を伴わない小袖型の着物を、上衣だけあって下衣のない不備のある服装と考えておられた。しかし、洋服が上衣にスカートの上下二部構成であり、行動に便利な仕立てであることから、小袖型の着物に代わる日本婦人の常用の服になりうると考えられたのである。洋服の制が定められて以降、昭憲皇太后は自ら率先して洋服を着用され、明治20 (1887) 年1月17日に洋服の着用を奨励する「思召書」をお出しになった。その思召書のなかで昭憲皇太后は、洋服の素材についてはなるべく国産のものを使う

453 (12)

ように喚起されている。「若し能く国産を用ひ得ば傍ら製造の改良をも誘ひ美術の進歩をも導き兼て商売にも益を与ふること多かるべくさてはこの挙却て種々の媒介となりて独り衣服の上に止まらざるべし」と、洋服の着用が殖産興業の推進と国益になることを説かれており、皇后としての御見識の深さがうかがえる。

しかし、この洋装化について、実は強硬に反対した人物がいた。お雇い式部官であったオットマール・フォン・モール(1846-1922)である。ヨーロッパの宮廷事情を学び、日本の宮廷の改革を行うために、ヨーロッパ人の顧問を数年東京に招聘することが決定する。そこで選ばれたのが、ドイツ帝国皇后であり、プロイセン王妃であったアウグスタ・フォン・ザクセン=ヴァイマル=アイゼナハ(1811-1890)のもとで枢密顧問秘書を務め、また夫人もプロイセン王室の宮廷女官を務めたことがある、モールであった。

1887 (明治 20) 年 4 月、日本に到着したモールが宮内大臣であった伊藤博文 (1841 - 1909) を訪ねた時の様子をこのように語っている。

「ただここで早々と指摘しておきたいのは、伊藤伯が他の多くの日本の新しい政治家たちと同じように、わたしたちよりもずっと急進的な見解を持っており、わたしたちとしてはどうしても承服できなかったのだが、多くの旧来のしきたり、習慣、それに制度を廃止しようとしていたか、あるいはすでに廃止していたことである。たとえば、宮中の祝宴のための和服衣装の廃止は、残念ながらわたしたちが日本に到着する以前に、すでに決定され裁可されていた。この点に関してわたしたちについてなされた非難はまったく事実無根だといってもよい。実はその逆が真実に近かったのだ。古来からの日本の宮廷では歴史の一部をなしており、女性たちにとって、立居振舞の確実さ、愛すべき習慣を意味していた、まるで絵のように美しい宮廷衣装は、日本女性に対する天皇の布告によってすでに廃止され、いかにも俗悪な洋風衣装にとって代わられていた。

このところヨーロッパでは古式ゆかしい風俗を甦らせ、古来の衣装をも ろもろの宮廷で装飾のためにも採用することを狙う動きがさかんになっ てきたことからしても、日本の実情は芸術家や、絵画的効果の愛好家に とって、まったく残念なことであった。

しかし後述するように、この点については伊藤伯は頑としてゆずらず、彼の政治的な炯眼もにごってきたことを示すのもまさにこの点であった。 なぜなら、後に明らかになるように、世論が彼を窮地に追い込んだのは宮中衣装問題であったからである。」

ヨーロッパ宮廷のことを学ぶために招聘したアドバイザーであるモールが、 ヨーロッパ宮廷では古来の衣装を用いる向きがあると述べているにも関わらず、伊藤博文が拒否するというのはいかなることなのだろうか。

モールと同じくドイツ帝国の医師で、明治9(1876)年からお雇い外国人として日本に来ていたエルヴィン・フォン・ベルツ(1849-1913)も日本の洋装化に疑問を持っていた一人である。

明治37 (1904) 年、新年祝賀のために宮殿を訪れたベルツはこのように語っている。

「十時、天皇・皇后の引見のため皇居へ。全然洋式である。服装の点でもまた、このような西洋心酔に自分は幾度、口を極めて反対したかしれなかったが、徒労だった。かつて伊藤候が、宮中で洋式の服装が採用になる旨、自分に告げた時、見合わせるように切に勧めていった―何しろ洋服は、日本人の体格を考えて作られたものではないし、衛生上からも婦人には有害である、すなわちコルセットの問題があり、また文化的・美学的見地からも全くお話にならないと。伊藤候は笑っていわく「ベルツさん、あんたは高等政治の要求するところを何もご存じないのだ。もちろん、あんたのいったことはすべて正しいかも知れない。だが、わが

451 (14)

国の婦人連が日本服で姿を見せると、『人間扱い』にはされないで、まるでおもちゃか飾り人形のように見られるんでね」と。伊藤候が自分の忠告ないしは願望を斥けたのは、これがたった一度きりだった。しかし今日では、候もおそらく考え直すことだろう。西洋諸国と対等になることは、外面的形式の方面ではなく、内面的資格の方面においてこそ、その目的を達せねばならないのであって、ことにその外面的形式が欠点ですらある場合には、なお更のことだ。今日、黒のビロード服に白い羽毛の襟飾りをつけた侍女を見た時、再びこの事を考えざるを得なかった。あの太短い姿では全く論外である。衣装が服装ではなく、仮装になっている。固有の古代日本式衣装を着ければ、自然で良く似合うものを。」

明治という時代は、開国したばかりで、まだ日本という国がどのような国であるのか、西欧諸国にあまり伝わっていない時代である。初代駐日英国総領事であったラザフォード・オールコック(1809-1897)は、1862年のロンドン万博の際に日本で蒐集してきた文物を展示しているが、その品物は、番傘、蓑、草履、武具、刀といった雑多な日用品の集合体であり、とても「美術品」といえるようなものではなく、徳川幕府から視察のために派遣された医師である高島祐啓(1832-1881)をもって「日本ノ品ハ外国未曾有ノ奇物多トイヘトモ、惜シムラクハ彼ノ地ニ渡ル所皆下等ノ品多クシテ、各国ノ下ニ出シタルハ残念ナリト云フへシ。(後略)」と言わしめるほどであった。

女性が日本古来の衣装を身に着けていると、万博の見世物のような飾りもの扱いされてしまう。西欧諸国から文明のない極東の小国と見くびられないため、そして、自分たちと同等の国だと認識してもらうために、まずは形から、西洋人と同じであることを示すことが重要であると伊藤博文は考えたのであるう。宮廷衣装として、日本の民族衣装を使うべきだと再度提唱したモールに対しても、伊藤は同じようににべもなく対応している。

「(前略)ペテルブルク、ブダペスト、それにルーマニアや他の宮廷では民族衣装が使用されているという論拠も、伊藤伯には何らの印象も与えなかった。彼は「日本においては中世はすでに克服された。もっと後の世紀になって日本が民族衣装に復帰することもあるやもしれない。しかし今や宮廷における女性の応接用衣装は洋装を厳守すると決定した」と述べた。(中略)ともあれ意見開陳の最後に伊藤伯は衣装問題は日本では政治問題であり、宮内省には決定的な見解を述べる権限はないと伝えてきた。そして彼はこの問題はすでに決定済みであり、既成事実について今更議論して大切な問題を空費すべきではないと言明した。|

伊藤にとっては、洋装化は日本が文明国として、西欧と同列に評価される ために不可欠なものであったと考えられる。西洋人の文明の中に、同じ服を 着て入っていき、国際社会の中で対等な関係を築いていくことが、何より重 要であると伊藤が考えていたことがうかがえる。

しかし、ベルツやモールといった洋服の国から来た外国人にとって、日本の急激な洋風化は受け入れがたいものであったようである。ベルツは、以下のようにその憤りを語っている。

「(前略)日本人に対して単に助力するだけでなく、助言もすることこそ、われわれ西洋人教師の本務であると思います。だがそれには、ヨーロッパ文化のあらゆる成果をそのままこの国に持って来て植えつけるのではなく、まず日本文化の所産に属するすべての貴重なものを検討し、これを、あまりに早急に変化した現在と将来の要求に、ことさらゆっくりと、しかも慎重に適応させることが必要です。

ところが一なんと不思議なことには一現代の日本人は自分自身の過去 については、もう何も知りたくはないのです。それどころか、教養ある 人たちはそれを恥じてさえいます。「いや、何もかもすっかり野蛮なもの 449 (16)

でした[言葉そのまま!]」とわたしに言明したものがあるかと思うと、またあるものは、わたしが日本の歴史について質問したとき、きっぱりと「われわれには歴史はありません、われわれの歴史は今からやっと始まるのです」と断言しました。なかには、そんな質問に戸惑いの苦笑をうかべていましたが、わたしが本心から興味を持っていることに気がついて、ようやく態度を改めるものもありました。

こんな現象はもちろん今日では、昨日の事がらいっさいに対する最も 急激な反動からくるのであることはわかりますが、しかし、日々の交際 でひどく人の気持を不快にする現象です。それに、その国土の人たちが 固有の文化をかように軽視すれば、かえって外人のあいだで信望を博す ることにもなりません。これら新日本の人々にとっては常に、自己の古 い文化の真に合理的なものよりも、どんなに不合理でも新しい制度をほ めてもらう方が、はるかに大きい関心事なのです。」

日本が西欧列強に追いつくために、西洋の文化を取り入れることが何より 重要だと考えていた伊藤ら日本人と、日本人が自国の文化をあまりに軽視す ることを危ぶんだベルツやモールらの外国人で、相反する考え方を持ってい たことがわかる。どちらの意見が正しかったのか、それを判断するのはここ ではひとまず避け、実際このとき定められた洋装というのはどういうもので あったのかを見ていくことにしよう。

# 2、定められた礼服の種類

このとき定められた洋装について、明治 22 (1889) 年から明治 27 (1894) 年まで英国公使夫人として日本に滞在したメアリー・フレイザー (1851-1922) は以下のように述べている。

「彼女たち(筆者注:皇后陛下の女官)はみな、淡い青や藤色やネズミ

色のヨーロッパの繻子のドレスを身に着けていました。とても長く裾をひくもので、今のヨーロッパでは着られなくなった形です。でもこれを着ることは宮廷のエチケットの一部に違いありません。というのは、私は皇族や貴族の女性がかつて身に着けていた、途方もなく長い衣装を思い出すからです。」

つまり、フレイザーの言うとおり、導入当初から時代遅れの形ではあった ものの、長い裾をひくドレスの形が、古来宮廷の女性たちが身に着けてきた 十二単の裳の形と似ていたことで受け入れやすかったという理由があり、こ のような形のドレスが採用されたのだと考えられる。

昭憲皇太后は、婦人洋服の制が定められてからほぼひと月後の明治19(1886) 年7月30日、華族女学校への行啓の際に、公の場で初めて洋服をお召しになり、それに伴い、女官の服装も11月には過半数が洋服に変わっていった。洋服の制がご治定になってから、昭憲皇太后は、寝間着以外は、昼も夜も洋服でお過ごしになるようになり、自ら率先して洋装を推奨されたので、女官を始め、臣下の女性たちへも洋装が広まっていくことになったのである。

当初皇后陛下や女官の洋服のデザインや縫製は、外国に依頼するか、日本にいる外国人が行っていた。昭憲皇太后のドレスはパリのデザイナーで、オートクチュールの父と呼ばれたシャルル・フレデリック・ウォルト(1825-1895)の店などに注文されたこともあるが、後にはヨーロッパから取り寄せたパターンブックからデザインを選び、日本で縫製するようになっていった。宮中にお裁縫所というところがあり、専任の玄人が仕立てを行っており、昭憲皇太后の寸法は、通訳担当の高等女官が取り、女官のものはお裁縫所の女の係員が取り、全部御所内で仕立てられていた。

男性の洋装は、身分や官職に基づいてそれぞれ異なったものが定められて いたが、女性の洋装は一律とされた。 447 (18)

大禮服(Manteau de Cour) 新年式二用ユ

中禮服(Robe décolletée) 夜会晚餐会等二用ユ

小禮服(Robe mi-décolletée) 同上

通常禮服(Robe Montante) 裾長キ仕立ニテ宮中昼ノ御陪食等に用ユ

一番重い儀式である新年拝賀の際に着用されるのがマントー・ド・クールである。(図1)『明治天皇紀』に「皇后初めて洋装大礼服を召し、拝賀を受けたまふ」とある通り、昭憲皇太后は明治 20 (1887) 年1月1日の新年拝賀の際に、初めてこれをお召しになっている。新年拝賀の他は、宮中三殿で行われる皇族の婚儀の後に、天皇皇后両陛下に拝謁する朝見の儀の際や、皇族が外国の王室の戴冠式や結婚式などに参列する場合にも着用された。

当時明治宮廷で女官をしていた山川三千子が、元旦の様子について語って いる文章によれば、



図1 昭憲皇太后御所用御大礼服 マントー・ド・クール

「お上は大元帥の大礼服、皇后宮様も大礼服に宝冠章御佩用、ダイヤモンド入りの御冠をおつけになり、御首飾もまた燦然と光っております。お腕輪やお指輪なども常のお品とは違った豪華なもので、大礼服にはツーレン [トレーン、引き裾] といって、幅は2ヤール [ヤード] くらい、長さ3ヤールほどの裳をつけておいでになります。お手には象牙彫りの大きな扇を、お靴はすべてお洋服と同じ色の繻子張りでございます。女官もまた皆同じように、織物の大礼服に腕輪、扇を持って出勤してきまず。|

とある。マントー・ド・クールは、肩や腰から長い引き裾(トレーン)がつけられ、襟ぐりが大きく空き、袖なしか短い袖のドレスで、髪にチュールと 乾鳥の羽根をつけることになっていた。皇族方はティアラに勲章佩用、長い 白手袋の手には象牙の大扇を持つ。現存する昭憲皇太后のマントー・ド・クールの引き裾は、ビロード地に菊などの見事な日本刺繍を施されたものが多く、思召書のお言葉の通り、日本の工芸の発展の目的で製作されたであろうこと がうかがえる。

新年の儀式の際、皇后陛下、妃殿下方の引き裾を捧げ持つのは、御裳捧持者 (ページボーイ) と呼ばれる 13-15歳の少年たちである。初めてマント・ド・クールでお出ましになった明治 20 (1887) 年と 21 (1888) 年は、御裳捧持は侍中の武官が勤めたが、明治 22 (1889) 年の新年儀式からは、昭憲皇太后の学事を奨励するという思し召しにより、学習院の生徒が拝命することになったのである。

皇后陛下には4人、さらに控えとして後ろに2人、妃殿下方には2人ずつ 御裳捧持者が付き従うことになっており、学習院中等科の生徒たちのなかで、 三笠宮妃殿下によれば「あまりわんぱくではない」生徒が選ばれていたそうだ。 『昭憲皇太后史』のなかに、「この御裳捧持は、莊重謹愼の念、須臾も忽せに 出來ない、大切の御役目のこととて、之が人選は、最も鄭重を極め、第一に 445 ( 20 )



図2 御裳捧持者 昭和8年(1933) 学習院中等科2年在学中の紀俊行氏

風采端麗のものを選ひ、次に本人の 學業成績を閲し、平素の行状、両親 の身分、並に職業家庭の有様等を調 査して、愈缺點なしと認定したる後、 始て宮内省に届け出づるのである。」 とあり、学習院ではこの上ない名誉 として、選抜にも慎重を期していた ことがよくわかる。選ばれた家族に とってはとても名誉なことであり、 皇室への親近感を強めることにもつ ながっていたという。

御裳捧持者は、西欧の王宮の侍童を指すパージェの制服を模した、紫 紺のビロード製の襟なしの上着に、 膝下までの半ズボン、胸元には白の ネクタイが結ばれ、白い長靴下に黒

エナメルの靴を身に着け、サーベルを腰に佩く。白いポンポンが上着の左右に5個ずつ、ズボンの膝の部分に2個ずつ、袖口にも1個ずつつけられているのが特徴である。(図2)プロイセン王室のものを参考にはしているものの、日本独自のデザインで、プロイセン王室に類似のものは存在しない。この衣装の制作に当たっては、モールが様々なアドバイスをしていたであろうことは想像に難くない。

三笠宮妃殿下の叔父にあたり、後に昭和天皇の侍従長を務めた入江相政 (1905-1985) も御裳捧持者を経験している。年末に御裳捧持の練習があり、練習のときは引き裾の左右に金具の取っ手がついているので、それを一人ず つ持つことになっていたのに、本番になるとその取っ手が見当たらない。相手の男の子と顔を見合わせてとにかく困った、という話を聞かれたことがあ

るという。

昭和13(1938)年7月に、日中戦争が始まり、戦時色が強くなってきたことから、すべての宮中儀式において女子はローブ・モンタントの着用が定められ、昭和14(1939)の新年拝賀から、マントー・ド・クールは着用されなくなる。

三笠宮妃殿下のご結婚から数か月後の昭和17 (1942) 年の新年も、礼装の階級は下がったままで、ローブ・モンタントで元旦の儀式が行われることになった。引き裾のある衣装ではないが、形式的に例年通り御裳捧持者は任命されてやってくる。その中の一人が間違えて、男性である盛厚王殿下 (1917-1969) の後ろについてしまった。宮殿の廊下で「僕にページボーイがついた!」と殿下が大きな声で言われたので、みんなが大笑いし、とても和やかな雰囲気になったことがあったそうだ。太平洋戦争が勃発し、いつも通りの新年が迎えられないという重苦しい空気の中で、ぱっと花が咲くような温か

い瞬間であったことだろう。昭和 19 (1944) 年の制度廃止まで、御裳 捧持者は従来通り奉仕を行った。

一般のイブニングドレスに相当し、宮中の夜会や晩餐会に着用されるのがローブ・デコルテ、やや軽めの夜会等に着用されるのがローブ・ミー・デコルテである。(図3) 襟を深く穿ったドレスで、袖なしか短い袖がつき、裾は後ろに長めにとられていることが多く、両者とも素材や装飾の違いによる優劣のみでデザインはほぼ変わりはないと考えられる。新年の昼食後に行われる皇族や



図3 昭憲皇太后御所用御中礼服 ローブ・デコルテ

443 (22)

重臣の拝賀、新年の宴会、内外の要人を招いての晩餐会、天長節、地久節などもローブ・デコルテに長い白手袋、ティアラ、勲章佩用、象牙の扇子等の衣装で臨まれていた。明治22(1889)年2月の憲法発布式、明治27(1894)年の大婚二十五年式典等でも着用されている。

ローブ・モンタントは、長袖に立 襟のロングドレスで、昼の礼装であ る。(図4) モンタントは、フラン ス語で(襟が)高い、立ち上がった という意味で、ローブ・デコルテが 胸元、腕などの露出があったのに比 べ、ほとんど露出がないドレスで、



図4 昭憲皇太后御所用御通常礼服 ローブ・モンタント

外に出られる際は帽子も合わせて着用される。宮中での午餐会や拝謁、観桜会、観菊会などの折に広く使われた。明治27 (1894)年の大婚二十五年祝典の観兵式でも着用されている。三笠宮妃殿下によれば、親王妃はローブ・モンタントの裾を1メートル引いてよいという決まりがあり、王妃はそれより短くなければいけなかったそうである。

観桜会、観菊会は現在の園遊会につながる行事で、外国大公使、およびその夫人、国内高官などを招待し、立食形式で行われる国際的な園遊会のことである。観桜会は4月20日過ぎごろ八重桜の咲く浜離宮で、観菊会は11月20日ごろ赤坂離宮で行われていた。もともとは、英国では身分のある令嬢が陛下に謁見し、初めて社交界で認められるというデビューの場があるため、同様の機会を我が国の皇室でも作りたいという目的で始められた会であったが、内外の要人を招くようになり、当初の目的は薄れていくことになる。

女官であった山川三千子によると、この日のために服装担当の御用掛が、昭憲皇太后の洋服の新調や装身具との調和に毎回頭を悩ませていたという。カタログはすべてフランスから送られてくるが、専門のデザイナーや婦人洋装店も少なく、生地類はたいてい輸入品であったので、早いうちから準備をしなければならない。裁縫師もお側には上がれず、そう何回も仮縫いを召していただくわけにはいかないので、大変な苦労があった。供奉をする女官も各自の服装に心を砕き、2、3か月前からカタログを広げ、準備していたという。「時代遅れ」と外国人からは評価されつつも、ヨーロッパのその時々の流行を取り入れようとしていることがうかがえる。

モールは、この宮中の女性用の衣装に使われる生地の手配などについても、 様々に心を配っている。

「その後、宮中では皇后はできるだけ国産の布地の服を召されるが、洋式のモデルに従って布地を加工し、仕立てるべきだと定められた。そこでモデルとなる衣装をわたしの妻がベルリンのゲルゾン商会に頼みつくらせてみた。ゲルゾンは注文どおりきわめて熱心に、しかも趣味豊かに完成させ、長年にわたり製品を発送することができた。だが大輪の花を咲かせたような模様の入った日本の布地は、素材も色彩もたしかに美しかったけれども、パーティー用のドレスとしてはあまりにも華美であり、とくに色が派手すぎて洋風の衣装には使用できなかった。そこで、京都でもっぱら皇室用の布地を生産している工房は、まず彼らが模倣しながら織ることのできる錦の模範や色彩の模範を入手しなければならなかった。これらの模範のうちまず一応の選択が行われ、ついでこの問題に当然のことながら、きわめて関心を寄せている宮中女官との度重なる話し合いによって、これだという見本が確立されたあと、京都の工房に発注されるようになった。すると工房は一ヵ年の期限後、専門家の目すらうっとりとさせるような、皇后はじめ宮中の人々の衣装のための素晴らしい

441 ( 24 )

布地を織り上げた。(後略)」

日本の工芸奨励のために、宮廷衣装の製作が大きな役割を担っており、その評価がヨーロッパ人の目から見ても大変高水準のものであったことがわかる。実際に制作にあたったのは、佐々木清七(1844-1908)、川島甚兵衛(1853-1910)、飯田新七(1803-1874)、小林綾造、伊達弥助(1839-1892)などの西陣織業者で、京都府営織物工場(後に京都織物会社)などであり、「宮内省御用品」として裂地が残っているものもある。

お雇い外国人として来日し、日本研究家としても名高い英国人のバジル・ホール・チェンバレン(1850-1930)は、『日本事物誌』のなかで、「一八八六年に、ある邪悪な顧問官は宮中の人々を口説いて、化粧着をパリーに(失礼!ベルリンに)注文させた。同様に、コルセットやヨーロッパ風の婦人靴も。」と書いている。「ある邪悪な顧問官」とされるのが、伊藤博文のことであろうと考えられ、流行の中心のパリではなく、ベルリンにドレスを注文したことを皮肉っている。伊藤がドイツの憲法や皇室の制度の在り方などに強く影響を受け、当時駐ドイツ日本公使であった青木周藏(1844-1914)の妻もドイツ人であったことから、ドイツに注文されたのではないかと考えられる。

また、服制で定められてはいないものの、宮中で着用されたものにヴィジティング・ドレスと通常服がある。ヴィジティング・ドレスは、皇后が観桜会・観菊会、行啓、賜謁の際などに着用され、女官も賜謁の侍立や行啓の供奉の際に着用した。外に出られる場合は、帽子を合わせる。形はローブ・モンタントとほぼ同様であるが、デザインや素材が少しカジュアルになり、裾はモンタントのようには長く曳かないデザインになっている。

通常服はいわゆる常に着られるもので、女官の奉仕服もこれにあたる。ヴィジティング・ドレスとして着られたものを、通常服として格下げして着ることもある。このような宮廷服は、マントー・ド・クールから通常服に至るまで、すべてが絹地やレースで作られており、毛織物は労働着であるとして、初期

に外国人の調製したドレスのほかは、大正末期まで用いられていない。宮廷 衣装として絹製品が尊ばれていたことがよくわかる。

明治時代は、小袿や袿袴姿で過ごしてきた宮廷の女性たちにとっては、大きな変革の時代である。洋服が正装となり、それまで彼女たちが着ていた宮廷衣装は、祭事や判任女官の衣装などでしか着られないものとなった。習慣・風俗など、昔のものを守るように伝えられ、例え他に便利な方法があったとしても、勝手に変えるということは許されなかった宮中で、これほどまでに早く洋装が広まったのは、西欧列強に並ぶ近代化した国として日本が認められるためという火急の目的はもちろんのこと、昭憲皇太后が率先して洋装で人々の前に出られ、奨励されたということが大きかったのは間違いない。ヨーロッパに倣い、日本独自の洋装の式服の制が定まったのが明治時代であったのである。

## 3、大正から昭和の宮廷衣装

昭憲皇太后の構築された制度を、かたくなまでに守り、伝えられたのが 貞明皇后(1884-1951)である。スカートなどは、西欧ではだんだん短くなっ ていく傾向があったが、日本の宮中で着られるドレスは足全体を包む長さに 止められ、式服の制度も変わることはなかった。

宮中では、人間の上半身は清浄「清」、下半身は不浄「次」とされ、天皇・皇后の服も、上半身は勅任女官、下半身は判任女官がお着せすると決められていた。女官たちも、足袋や靴下を自分で履くと、その都度手を洗わなければならず、うっかり踏んだり、またいだりしたものも「次」になってしまう。布団に入った後も寝巻の裾で足をくるんで、布団に触れないようにしていたという。こういった理由で、足を表に出したドレスを着ると、いろいろと面倒なことが起こるので、避けられたのであろう。

昭和の御世になると、この習慣も少しゆるやかになったようだが、貞明皇后 のおられる大宮御所に上がられるときは、三笠宮妃殿下も靴下をちょっと触っ 439 (26)

たら手を洗いにいかなければならず、休所で靴をスリッパに履き替えるとき、 スリッパに直接手が触れないようにスカートでスリッパを持たなければなら ないので、とても気を使われたそうだ。

昭和に入ってからは、女官制度の改革が行われ、勅任女官・判任女官の区別がなくなり、女官長と女官という名称に代わる。大正時代までの華族や士族の出身に限るという条件もなくなり、明治・大正は宮中に住み込んでいた女官たちは、自宅から通勤するようになる。そして、女官の衣装はすべて洋服と定まり、賢所の参拝の時に皇后陛下が小袿をお召しになる他、新嘗祭当日に皇后陛下以下供奉の女官が袿袴を着用するのみとなったのである。御陵や御墓所のお代拝の服装、喪服も洋服とされた。洋服は、明治・大正時代から引き続き、大礼服、中礼服、通常礼服、ヴィジティング・ドレス、通常服が、従来の着用区分に従って用いられていたが、大礼服や中礼服の身丈がくるぶしあたりまで、女官の勤務服の身丈が床上20センチくらいまで短くなるといった変化はあったようだ。

しかし、皇太后となられた貞明皇后の強いご希望で、大宮御所では旧女官制度が踏襲されたので、大正時代と同様の服装が用いられた。それでも、服装の主流は洋服となっており、貞明皇后は黒か紫の立て襟の通常礼服、ヴィジティング・ドレス、通常服をお召しになっていた。昭憲皇太后の場合と同じように、通訳担当の女官が仮縫いのピン打ちをし、縫仕と呼ばれる二人のお針子が大宮御所内で縫製していたそうだ。

公式ではないものの、元旦に直接ご奉仕している職員が拝謁してお祝詞を申し上げる儀式が大宮御所であるときは、女官は大礼服を身に着け、貞明皇后は通常礼服でお祝詞をお受けになっていた。女官も、宮中での正式の晩餐会に召されることもあったので、その折は中礼服であり、新年を除く三大節や地久節の折は、貞明皇后も女官も通常礼服であった。貞明皇后は、行啓や拝謁の折にはヴィジティング・ドレスをお召しになり、女官も行啓の供奉や拝謁に侍立する際は、それに倣う。普段は通常服をお召しになるが、毎朝伊勢

の神宮を遥拝される際は純白のお長服をお召しになり、それは御遥拝服と呼ばれていた。

妃殿下方は、大宮御所に上がられるときは、絹製のふくらはぎくらいまでは丈のある、いわゆるヴィジティング・ドレスや通常服に、昼間はお帽子という服装であったという。女官から「おネックレスはお雑雑(普段用の)で」と助言があり、あまり上等すぎないネックレスやブローチなどをお付けになって、ご対面に臨まれていたという。御所に上がられるときは必ず絹のお召し物で、ウールは旅行着でしか用いられなかった。

貞明皇后は、賢所の御参拝や、新年に宮城へ行啓される際は小袿をお召しで、新嘗祭当日も大宮御所で純白の小袿をお召しになり、お慎みでお過ごしになった。三笠宮妃殿下は、昭和18(1941)年、三笠宮殿下が南京に御出征の年の新嘗祭の日に、貞明皇后からお召しがあり、真っ白の神々しいお姿の貞明皇后に御対面されたことがあるという。歌会などの日本風の催しの際は、袿袴を着用されることが多かったそうだが、終戦後の昭和25(1950)、26(1951)年、三陛下お揃いでお出ましになった歌会始の折は、地紋のある真っ白のレースの通常礼服をお召しになっていたことを三笠宮妃殿下は御記憶になっている。

大宮御所では、明治・大正のままに、しかし、宮中では、昭和天皇・香淳皇后のお導きのもと、時代に即した形で徐々に洋服も変化していっていることがうかがえる。

## 4、戦争の時代の改革から現代へ

戦況が厳しくなってくると、国民は苦しい生活を余儀なくされる。国民とともにある皇室でも国民生活に配慮し、簡易な「宮廷服」と呼ばれる衣装が考案され、様々な場面で着用されるようになった。(図5)宮廷服とは、戦時中の昭和19(1944)年、香淳皇后、秩父宮妃殿下、高松宮妃殿下、そして当時の式部官らがご相談のうえ作られた、上半身は細い和服のような襟合わせで、白のパイピングがしてあり、下半身は袴のようになっている、三笠宮妃殿下の

437 (28)



図5 宮廷服で第58回日赤本社総会 に臨まれる香淳皇后・高松宮妃 喜久子殿下・三笠宮妃百合子殿下 昭和25年6月

言をお借りすれば「乙姫様のような」 二部式の衣装である。

海外からの輸入が禁止されたので、 洋服地が手に入らなくなり、手に入る 日本の布地で作れるものを、というこ とで始まったようだ。上下が一反分の 無地の和服生地で作ることができるう え、帯がないので簡単に着ることができ、とても楽であったという。和服の ような袖口になっているものがほとん どだが、動きやすいように袖口が絞っ てあるデザインのものもある。戦時中 の宮中での儀式は、この宮廷服の上に、 緞子のような厚手の織物を肩衣のよう に羽織り、勲章をつけてお出ましに

なっていた。当時は、外へのお出ましの時も、室内でも宮廷服をお召しになっていたという。お出ましの時は、足元はパンプスを合わせられており、洋装としての位置づけであったと考えられる。

貞明皇后は、昭憲皇太后と同じように、袴を伴わない小袖型の着物を決してお召しにならなかった。戦時中も宮廷服ではなく、上半身は立て襟の洋服で、下半身はロングスカートを真ん中割れにして、裾を足首のところできゅっと縛ったようなものをお召しになっていたそうである。戦後しばらくたち、国民ももんぺなどを履かなくなったようなときも、このようなお召し物でいらしたので、お付きの女官が「そろそろお止めになってもよろしいのでは」とご進言したところ、「一人くらい戦争を忘れない者がいてもいいだろう」と仰せになり、女官は畏れ入って下がったという話を三笠宮妃殿下はご記憶になっている。昭憲皇太后が形作られた明治の仕組みを守っていくという貞明皇后



図6 お掛けを御召しになられた香淳皇后と妃殿下方のお姿が見られる昭和30年1月1日

の強いご意志と、国民のことを常にお気にかけられる慈愛の心が伝わるエピ ソードである。

戦争が終わり、宮中での儀式が通常通り行われるようになっても、時世に 配慮し、宮廷服でのお出ましは続いた。昭和26(1951)年5月17日の 貞明皇后の崩御の時も、香淳皇后以下、妃殿下方は黒の宮廷服で臨まれた。

しかしその後、一番重い新年祝賀の行事は、香淳皇后から、直宮の三妃殿下 方は「お掛け」というお召し物を拝領され、数年間はそれをお召しになって いた。(図 6) お掛けとは、いわゆる花嫁衣裳の打掛のようなもので、花模様 の刺繍が表面に散らしてあり、秩父宮妃殿下は青、高松宮妃殿下は錆朱、 三笠宮妃殿下はピンクで、色違いになっていた。白い羽二重の着物の上に、 帯留めなどはなしで、少し細くした丸帯を御文庫に結び、その上からお掛け を羽織り、手には象牙のお扇子を持たれるというスタイルである。髪型は少 しふっくらと結うことになっていたそうだ。 435 (30)

香淳皇后は錆朱の着物の上に、白のお掛けであったが、皆様色違いで、宮内庁の庁舎が臨時の仮宮殿であったころは、これをお召しになっていたという。庁舎の廊下を引きずって歩くので、1日の終わりには真っ黒になってしまい、即クリーニングに出さなければいけなかったそうだ。

三笠宮妃殿下によると、戦争が終わるまでは、未亡人となられた妃殿下方は、元旦の新年祝賀の行事にはお出ましになれず、2日に紫や黒などの通常礼服でお祝詞言上にあがるというしきたりがあったという。宮殿以外のお出ましのときは、紗綾型などの地紋はあるものの、砂色、紫色や金茶色などの暗い色の和服に、黒地に白菊模様など、色味のない帯を結ばれるようなことが多かったようである。秩父宮妃殿下は、『銀のボンボニエール』の中で、「今は宮中も和服をお許しになっていますが、戦前は表向きは洋服に限られておりましたので、和服の時は夜になってから伺いました。それも御所の正面から正式にと言うわけにはまいりませんので、お庭続きにどこかから、まさにお忍びの形で、何度か殿下もご一緒にお伺いしたものです。和服は宮中では影の品で、たとえ紋付きといえども内輪のお祝いにしか着ないくらいですから、婚礼のお支度にもそれほど多く用意したわけではございませんが、伺う度に違うものを着るように心がけました。」と書き残しておられる。戦後、臣籍降下の関係で皇族全体の数が減ってから、このような決まりは撤廃されたが、和服はあくまでも陰の衣装とみなされていたことがよくわかる。

戦争が終わり、昭和29 (1954) 年7月1日、「内閣及び総理府関係法令の整理に関する法律」により、明治時代から連綿と続いてきた服装令は廃止された。以降、宮中儀式等での女性皇族の服装は、制度で定められたものではなく、時の皇后陛下を始め、妃殿下方の思し召しによって柔軟に変化するものとなっていくことになる。戦時中からほとんど着用されることのなくなっていたマントー・ド・クールは使われなくなり、ローブ・デコルテが第1礼装、ローブ・モンタントが第2礼装(昼の正装)となり、平成の皇室へと伝わる枠組みが形成されていくことになるのである。

新年の祝賀や晩餐会などは、ローブ・デコルテ、天長節、地久節、講書始、歌会始などはローブ・モンタントと、礼装の階級が一つずつ格上げされることとなった。元来、観桜会、観菊会、お昼の陪食などにはローブ・モンタントが着用されていたが、ヴィジティング・ドレスの丈を時代に即した形で短くした、絹地のワンピース(アンサンブル)に帽子の組み合わせが使われるようになっていく。その他の行啓、お成りの際は、旅行着であったウール素材の使用も差し支えなくなり、スーツスタイルでのお出ましが徐々に増えていくことになるのである。

和服を決してお召しにならなかった貞明皇后の崩御から1年がたち、香淳皇后は昭和27 (1952) 年10月10日、第4皇女であられる順宮厚子内親王殿下の御婚儀の折には和服をお召しになったことが知られている。この辺りから徐々に和服を公の場でお召しになる機会が増えていくようである。

昭和 34 (1956) 年 11 月、エチオピアの皇帝であるハイレ・セラシエ 1 世 (1892 - 1975) が戦後初めての国賓として来日されることになり、宮中晩餐が開かれることになった。ローブ・デコルテ着用ということが決まったものの、戦後間もない時期でもあり、香淳皇后がお持ちのお世襲のティアラはあまりにも立派すぎるということで、細い線の中に細かいダイヤモンドがあしらわれ、丸い中に真珠がぷらぷらと揺れる控えめなデザインの、三笠宮妃殿下の第二公式のティアラをお貸しするということになった。戦時中、妃殿下のティアラを始めとする宝石類はすべて大宮御所のお蔵にお預けになっていたが、そのお蔵は空襲に遭ってしまう。第二ティアラもダイヤモンドが一部黄色く変色し、真珠も火傷してしまっていたので、ミキモトに直しに出し、香淳皇后にお貸し申し上げたという。現在このティアラは高円宮妃殿下に引き継がれている。

秩父宮妃殿下と高松宮妃殿下は、小さめの細いティアラをお持ちであった ので、それをお付けになり、三笠宮妃殿下は、ブレスレットを二本つなげて ヘアバンドのようになるものを作って頂いてあったので、それをお付けになっ 433 (32)

てお迎えになった。戦後初の国實であったので、どのような服装がふさわし いかを香淳皇后以下、妃殿下方でいろいろとご相談をされ、お決めになられ たという。

現在は、国賓が来日され、宮中晩餐が催されても、毎回答礼の晩餐会があるわけではないが、当時は必ず「リターンバンケット」があり、国賓の来日の間、2回勲章佩用でお出ましになる機会があることになる。そこで、宮中晩餐の時はローブ・デコルテ、答礼晩餐会の時は和服にするという習慣が戦後の時代に確立していくようである。そしてこれ以降、女性皇族が和服をお召しになる場は、答礼晩餐会以外にも、園遊会や様々な式典、行事へと徐々に広がっていくことになる。洋服が和服より格上であるという認識は変わらないものの、洋服・和服を様々な場面で使い分けるという、平成の皇室へとつながる宮廷衣装の規定が形作られていったのである。

### おわりに

宮廷衣装の変遷を追う中で、大きな変革の契機となったのは、間違いなく 戦争である。明治・大正と連綿と続いてきた宮廷衣装を、時勢に配慮して変 えざるを得なくなる。厳しい情勢の中、豪華絢爛な大礼服の着用は控えられ、 宮廷服という代替えの衣装を発案されるなどしながらも、どうにか伝統をつ ないでいこうとされる皇族方のご苦労が見て取れる。

そして、明治時代に制定され、日本が近代化を遂げたことを内外に示す道 しるべとなった洋服の制は、戦後撤廃されることになる。国家の制度によっ て定められていた宮廷衣装が、独自の変化を遂げることを許された瞬間であ る。

現代の皇室の女性皇族の服装の取り決めは、戦後に服装令が撤廃された後、新しい服装の在り方を、香淳皇后を筆頭に、妃殿下方が模索され、形作られたものが基盤となっている。それは、明治時代に作られた服装の伝統を核としながらも、明治・大正時代はなかった和服でのお出ましも行われるように

なるなど、新しい皇室の姿を国民に印象付けるものであったことだろう。

平成の御世でも、女性皇族の服装は、皇后陛下や妃殿下方のご相談のもと、時代に即した形で柔軟に変化するものとなっている。現代では当たり前に身に着けられる洋服であるが、この根底には、旧態依然とした宮中制度の中で、日本女性の未来を思われ、女性の洋装化を自ら推し進められた昭憲皇太后の先見の明とご尽力があったことを忘れてはならないだろう。明治から平成へと、時の流れとともに少しずつ形を変えている宮廷衣装であるが、昭憲皇太后の篤い思し召しはその中に脈々と生き続けているのである。

ベルツやモールが危惧したとおり、和服は現代の日本ではあまり着られないものとなってしまった。和服を着る機会といえば、冠婚葬祭などの特別な機会しかないという人がほとんどであるし、民族衣装を自分で着ることができない国というのは日本くらいであるかもしれない。

ただ、伊藤博文が「もっと後の世紀になって日本が民族衣装に復帰することもあるやもしれない」と示唆したとおり、宮廷装束としての形は変わったものの、後の時代に宮廷衣装として和服は用いられるようになる。1000年前の皇族・貴族の着ていた婚礼衣装とほとんど変わらぬ姿で、日本の皇族は今も結婚式を挙げる。これは世界的に見ても稀有なことではないだろうか。もともとは、ヨーロッパの宮廷装束に倣ったものであるが、扇子を手に持つ習慣や、手袋をする習慣、葬儀の時に黒いヴェールをかける習慣など、ヨーロッパの王室では現在あまり用いられなくなっていることが日本の皇室には脈々と生き続けているのである。

ベルツやモールの助言を取り入れるべきだったのか、伊藤の意見が正しかったのか、現在の日本の状況を見ていると、一概にどちらが正しかったとは言えないだろう。ただ、現在の皇室に平安、江戸、明治、昭和…様々な伝統が生き続けていることは事実であり、この伝統をこれからも守り伝えていくのが、今を生きる皇族の役目であろうと考えている。

431 (34)

注

(1) 植木淑子「「明治・大正・昭和戦前期の宮廷服 – 洋装と装束 – 」展覧会にあたって」 『明治・大正・昭和戦前期の宮廷服』文化学園服飾博物館編、2013 年、111 頁

- (2) 久保房子編『宮廷衣装』毎日新聞社、1977年、256頁
- (3) 宮内庁編『昭憲皇太后実録』上巻、明治神宮監修、吉川弘文館、2014年、401頁
- (4) 前掲書、400-401頁
- (5) オットマール・フォン・モール『ドイツ貴族の明治宮廷記』金森誠也訳、40-41 頁、講談社、2011年
- (6) トク・ベルツ編、菅沼竜太郎訳『ベルツの日記』上、355-356 頁、岩波書店、 1979 年
- (7) 高島祐啓『欧西紀行』巻十一、1867年
- (8) モール前掲書、158-159頁
- (9) ベルツ前掲書、47-48頁
- (10) メアリー・フレイザー『英国公使夫人の見た日本』ヒュー・コータッツィ編、横山俊夫訳、淡交社、1988 年、40 頁
- (11) 宮内庁編『明治天皇紀』第6巻、622頁
- (12) 久保前掲書、263頁
- (13) 前掲書、277頁
- (14) 山川三千子『女官-明治宮中出仕の記』講談社、2016年、36頁
- (15) 婦人服制(明治19年6月23日 宮内大臣内達)『法令全書・明治十七年』内閣 官報局、1887年、1311頁
- (16) 宮内省臨時帝室編修局編、『明治天皇紀』第六、吉川弘文館、2000年、675頁
- (17) 山川前掲書、160-161 頁
- (19) 上田景二編、『昭憲皇太后史』中根彦太郎等、1914年、475-476頁
- (20) 霞会館前掲書、38頁
- (21) 前掲書、38頁
- (22) 官報第三四四九号 昭和十三年七月四日
- (23) 東久邇宮稔彦王殿下の第一男子。
- (24) 陛下の御誕辰
- (25) 皇后陛下の御誕辰
- (26) 「昭和二年十月十一日 宮内顧問官長崎省吾氏第1回談話速記」臨時帝室編集局 史料『『明治天皇紀』談話記録集成』第2巻、2003年、14-19頁
- (27) 山川前掲書、178頁
- (28) モール前掲書、159-160頁

- (29) 植田淑子「昭憲皇太后と洋装」『明治聖徳記念学会紀要』50号、2013年、416頁
- (30) バジル・ホール・チェンバレン、『日本事物誌 1』高梨健吉訳、平凡社、1969 年、 156 頁
- (31) 前掲書、275頁
- (32) 勅任女官は洋装であったが、「お雇い」など正式に任官されていない見習いの者は、、社符などの装束姿で勤めた。
- (33) 山川前掲書、109頁
- (34) 前掲書、146頁。
- (35) 久保前掲書、278-279頁
- (36) 四方拝、紀元節 (神武天皇即位の日)、天長節を総称した旧制の三大祝祭日。後 に明治節 (明治天皇の御誕辰)を合わせ、四大節となる。
- (37) 前掲書、279頁
- (38) 前掲書、280頁
- (39) 宮中服とされている資料もあるが、本稿では三笠宮妃殿下のお言葉に倣い、宮廷服とする。
- (40) 秩父宮妃勢津子『銀のボンボニエール』主婦の友社、1991年、189-190頁
- (41) 殿下がお隠れになり、未亡人となられた妃殿下がベージュやブルーグレーなどの 色をお召しになれるようになったのは、秩父宮妃殿下からで、それまでは貞明皇后 始め、紫や黒など、地味な色味のお召し物しか身に着けられなかった。
- (42) 妃殿下方は、エチオピアの皇帝のことを「エチ様」と愛称でお呼びになっていた という。

#### 参考写真の所蔵・出典

- (図1) 共立女子大学蔵
- (図2) 学習院大学史料館蔵
- (図3) 文化学園服飾博物館蔵
- (図4) 曇華院門跡蔵
- (図5)『菊に華あり』主婦の友社、1994年
- (図6) 個人蔵